

地域計画変更に係る協議の場の開催について（農業経営基盤強化促進法第19条関係）

大和町では、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、地域計画の変更を予定しています。つきましては、次の内容について、意見を募集いたします。

1. 対象地域

鶴巣地区（砂金沢地区、大平上・中地区）

2. 地域計画変更の概要

（1）変更を希望する土地および内容は次のとおりです。

番号	地 名	地 番	地 目	面積（㎡）	変更内容	変更理由
1	鶴巣北目大崎字町頭	4-2	田	270	対象区域の追加	農地中間管理事業を活用するため。
2	鶴巣北目大崎字町頭	14-1	田	2,710	対象区域の追加	農地中間管理事業を活用するため。
3	鶴巣北目大崎字町頭	16-1	田	328	対象区域の追加	農地中間管理事業を活用するため。
4	鶴巣北目大崎字町頭	53-1	田	654	対象区域の追加	農地中間管理事業を活用するため。
5	鶴巣北目大崎字町頭	63-1	田	768	対象区域の追加	農地中間管理事業を活用するため。
6	鶴巣北目大崎字鼠谷	54	田	1,028	対象区域の追加	農地中間管理事業を活用するため。
7	鶴巣北目大崎字鼠谷	237	田	3,152	対象区域の追加	農地中間管理事業を活用するため。
8	鶴巣北目大崎字鼠谷	241	田	2,984	対象区域の追加	農地中間管理事業を活用するため。
9	鶴巣北目大崎字一本柳	107	田	3,939	対象区域の追加	農地中間管理事業を活用するため。
10	鶴巣大平字樋崎	18-7	田	130	対象区域の追加	農地中間管理事業を活用するため。
11	鶴巣大平字樋崎	18-9	田	1,356	対象区域の追加	農地中間管理事業を活用するため。

3. 意見募集期間

令和7年8月8日（金）～令和7年8月14日（木）

4. 意見の提出方法

大和町ホームページの「地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）について」から「意見書（協議の場（様式）」をダウンロードし、次の問い合わせ先にご提出ください。

（URL: <https://www.town.taiwa.miyagi.jp/soshiki/norinshinko/nosei/3333.html>）

5. 問い合わせ先

大和町農林振興課（大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 大和町役場 庁舎2階）

TEL：022-345-1119 FAX：022-345-2860